

神戸山手大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

神戸山手大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、神戸山手大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は平成 11(1999)年に創立し、現在 1 学部 2 学科を設置している。建学の精神は「自学自習・情操陶冶」と定め、その意味するところは積極的に自ら進んで学修する姿勢と、穏やかで調和のとれた人格形成を目指すとしている。建学の精神をもとに大学の使命・目的は学則に具体的かつ明確に規定されている。また、学則に定めた使命・目的の中に教育基本法・学校教育法・私立学校法に準拠すると法令への適合が述べてある。三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を定め、個性・特色が表現されている。教育目的は学生便覧、大学案内及び職員ハンドブック等の印刷物に掲載するほか、ホームページにも明示され学内外に周知を行っている。

「基準 2. 学修と教授」について

大学は近年収容定員の未充足が続いているが、各学科においてアドミッションポリシーを定め、多様な入試方法を実施して定員確保に努めている。また、カリキュラムポリシーによりアクティブ・ラーニングとしての「アセンブリーアワー」や専門フィールド科目に沿った体験型授業を行っている。1 年次から 4 年次までの一貫した演習教育を行い教養教育と専門教育の融合に取り組んでいる。キャリア教育においては、教育課程上での科目開設やインターンシップの導入等就業力向上に直結する仕組みを行っている。学生サービスとして「学生満足度調査」の実施や「目安箱」等を設置して学生の意見・要望を把握し適切に対応している。1 学部 2 学科の必要専任教員数及び必要教授数は確保され、教育目的を達成するための教員を適切に配置している。校地、校舎をはじめ施設設備も設置基準を満たして適切に整備し管理・運営され、概ね有効に活用されている。

「基準 3. 経営・管理と財務」について

大学は教育機関としての社会的使命と目的を果たすため、文部科学省に提出した「学校法人神戸山手学園経営改善計画」に沿った事業計画を策定している。理事会はほぼ毎月開催され理事、監事の出席状況及び欠席時の委任状は適切である。理事として教学の最高責任者である学長をはじめ、短期大学学長、中学校・高等学校校長、法人本部長及び教授 1 人が選任されており、教授会や教職員の意向が反映される仕組みとなっている。業務の執行体制は、「学校法人神戸山手学園事務組織規程」により事務体制が構築され、適切に人員が配置されている。財務については、学費収入の増加や外部資金の獲得、人件費等の支出の抑制を図り、支出超過を改善することにより健全な財政状態を目指している。また、会計処理は「学校法人神戸山手学園経理規程」により適正に行われており、監事と公認会計

士との連携も行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

「神戸山手大学自己点検・評価規程」「神戸山手大学自己点検・評価委員会規程」を制定して自己点検・評価委員会を中心として、定期的に自己点検・評価を行い、評価結果は「神戸山手大学・自己点検評価報告書」として刊行され、ホームページにより公開されている。また、教学部委員会、IR(Institutional Research)委員会等の各種委員会と連携して、調査・データの収集と分析が行われている。自己点検・評価の結果の活用のため、自己点検・評価報告書及び事業報告書に基づき、当該年度の目標・計画が策定され、事業計画書にも集約されるなど、PDCA サイクルの仕組みは確立されている。

総じて、大学の教育は建学の精神に基づき適切に執行され、学修と教育においても教育目的に沿った教育活動を展開している。経営・管理と財務については理事会・評議員会、評議会、教授会とそれぞれの役目と連携がとれ適切に行われている。自己点検・評価は報告書を作成してホームページにより公開されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.シニア学生の受け入れによる生涯学習の推進」については基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的について「神戸山手大学学則」第 1 条に「神戸山手大学は、教育基本法・学校教育法・私立学校法に準拠し、建学の精神に基づき、全人的な基礎教養と専門の学芸を教授し、次の時代・社会を担うにふさわしい、知的で情操豊かな人材の育成と明日の学問的発展に寄与するための学術研究を目的とする。併せて、地域の特色と要望を的確に把握し、これに積極的に応ずることを使命とする」と具体的かつ明確に規定されている。それを受けて「神戸山手大学現代社会学部規則」第 2 条に学部の教育研究上の目的、第 3 条に学科の人材養成上の目的が具体的かつ簡潔に規定され、加えて「神戸山手大学ホームページ」にも掲載しており、大学ステークホルダーや社会に分かりやすく示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づき、大学の使命・目的及び教育目的が規定され、三つのポリシーを具体的に定め、個性・特色が表現されている。また、学部・学科ごとに教育研究上の目的及び教育目標が定められている。

「神戸山手大学学則」第1条に教育基本法、学校教育法及び私立学校法に準拠すると明記され、法令遵守が行われている。

社会情勢等の変化を踏まえ、学部・学科の改変やカリキュラムの改定を行い、教育目標の見直しを図るなど、適切に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的達成のために策定される事業計画は、評議会で協議して策定され、教授会で決定して評議員会に諮問され、理事会で審議される仕組みが構築されている。その事業計画を教員へは教授会で、職員へは課長会等で周知を図り理解が得られる仕組みとなっている。また、ホームページに掲載して学内外への周知を行っている。

各学科で掲げている三つのポリシーに基づき、より有用な人材を養成すべく、社会情勢に対応していくことを中期計画に取入れている。また、現在、文部科学省に「学校法人神戸山手学園経営改善計画」を中期計画として提出している。現在においては、建学の精神に基づき、1学部2学科体制で社会や文化について科学的に理解し、問題解決を図る能力を持つ人材の育成を目指している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

入学者受入れの方針については、学部・学科において定められ、ホームページや学生募集要項に明示されている。また、オープンキャンパスや進学ガイダンスの際に行う大学の教育理念や各学科の説明を通して周知を図っている。入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫については、AO 入試や公募制推薦入試等多様な入学者選抜方法を設けることにより、受験生に合った入学形態を提供している。なお、入試問題については全て大学の専任教員によって作成されている。

平成 28(2016)年度の大学全体の収容定員充足率は厳しい状況にあるが、平成 27(2015)年度より「学校法人神戸山手学園経営改善計画」に基づき、社会や高校生のニーズを把握して教育の質保証と就業力の向上による入学希望者の増加策を講じている。今後、入学者数の確保に向けて、更なる学生募集体制の強化や高大連携の促進等に努める必要がある。

【改善を要する点】

○現代社会学部総合社会学科及び観光文化学科の収容定員充足率がそれぞれ 0.7 倍未満なので、収容定員の充足に向けて改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえた教育課程編成方針について、学部の教育目的に沿って「基礎科目」と「専門科目」で構成され、学生にとって分かりやすくなっている。一方で、平成 26(2014)年に学生募集を停止した神戸夙川学院大学から移転継承した観光文化学科においては、転入学生が卒業するまで教育課程を継承するため教育課程編成方針も併記している。

教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発については、学修ポートフォリオによる学修及び指導の実施、アクティブ・ラーニングとしての「アセ

ンブリーアワー」や専門フィールド科目に沿った体験授業を各学科で実施している。また、1年次から4年次までゼミナールに所属させて学生の教育支援を行っているが、ゼミナールを中心とした積極的なフィールドワークによる体験型授業の実施は、アクティブ・ラーニングとしても特色ある教育となっている。なお、教養教育については、1年次に開講されている「基礎演習」の展開や教養教育と専門教育を融合した科目群の設置等を通して充実を図っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

評議会と教学部委員会を中心に教育課程の運営や学生支援等を審議する体制を整えており、教員と職員の協働並びに TA 等の活用による学修支援及び授業支援を充実させるために、オフィスアワーや TA 制度が導入され適切に実施されている。特に、ゼミナールごとに担当職員を決め、担当教員と一体になって学生支援を行っている。

他大学の大学院生を TA として採用し、教職員と連携しながら授業サポートやレポート作成支援等の学修支援に当たるとともに、学部広報誌の編集等の学部業務補助も担当している。

中途退学者、停学者及び留年者の対応は教員と職員が連携をとりながら IR 委員会による分析結果を共有して取組むなどしているが、全学的な把握に向けて具体策を検討している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

進級要件については、観光文化学科の平成 26(2014)年度以前入学生についてのみ、2年次から3年次への進級に際して設けている。各授業科目の成績評価の基準と方法については、シラバスに明記するとともに、各授業において到達目標と関連付けながら説明するように努めている。

平成 26(2014)年度に IR 委員会が設置され、成績評価の実態を分析しガイドラインを策定するなど、各種データの分析による具体的な対応策が検討され、実施されている。

学生の学修状況については、GPA(Grade Point Average)を算出しているが、GPA 制度

が教育目的の達成状況を点検・評価するためのシステムの一環として定着するように、平成 28(2016)年度から進級要件や卒業要件の判断基準の指標としての活用を検討している。学位授与の方針は学部・学科ごとに策定されており、学生便覧に明示されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導をするために、組織を改編して体制を整備している。キャリア教育については、「キャリアガイダンス」「キャリアプランニング」等の授業科目として教育課程上で開設され、実施されているが、職業意識の醸成による就職希望者の増加への取組みが課題となっている。また、インターンシップについては就業力の向上に直結するような仕組みづくりに努めている。観光文化学科では中長期インターンシップを導入し、中長期の就業実習を行い、実践力を高めている。

就職進路支援を担当する部門として学生・キャリア支援課が設置され、個別面談等が実施されている。また、1年次より、全学対象に個別面談や適性診断テストを実施し、学生と職員との信頼関係を早期に構築し、相談・助言できるシステムが運用されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況を把握するため、個々の学生のフィールドごとの目標意識・達成度について指導担当教員が学修ポートフォリオを通じて把握・点検し、コメントを加えるなどして継続的に指導するなど、教育内容・方法に関する点検・評価方法の工夫・開発に向けた取組みが行われている。また、個々の授業の理解度については FD(Faculty Development)委員会が前期・後期全科目を対象に授業アンケート・全般アンケートを実施し、学修状況を把握・点検している。学修ポートフォリオの点検・評価の結果は、学修指導の改善のために個々の指導担当教員に、授業アンケートの分析結果は授業改善のために個々の科目担当者にそれぞれフィードバックされている。加えて、授業アンケートの結果等を参考にベストティーチャー賞を設け、教員の意欲向上と学修指導の質の向上に取り組んでいる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス・厚生補導のための組織として、教学部委員会と学生・キャリア支援課が中心となり、TA が常駐した「共同研究室」を設置して学修や生活相談に応じているほか、オフィスアワーや1年次から4年次までゼミナールを設けて担当教員との個別面談・指導の機会を設けるなど、学生からの相談に対して適切に対応できる体制が構築されている。加えて、学生相談室、保健室を設け、心的支援、健康相談等を行う体制も整備されている。経済的支援については、大学独自の奨学金制度等を設けて支援の充実を図っており、課外活動への支援指導も含め、学生生活安定のための支援が適切に行われている。

学生の意見・要望を直接把握する手段の一つとして学内2か所に「目安箱」を設置し、大学生活全般の学生ニーズの把握のため「学生満足度調査」を実施し、適切に回答・対応することで学生サービスの改善につなげている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

各学科ともに設置基準の必要専任教員数及び必要教授数を確保し、教育目的を達成するための教員を適切に配置している。専任教員の年齢構成は一部定年を過ぎて再雇用されている教員は在籍しているが、概ねバランスがとれた構成となっている。

教員の採用・昇任については規則が整備されている。また、全学FD委員会を設け、近隣高校教員等への授業公開、学科を越えた全科目の授業参観及び全学FD研修会が組織的に実施され、適切に行われている。

教養教育実施のための体制の整備については、総合的な教養教育のあり方を含め、教育課程及び授業計画等の検討が「神戸山手大学教学部委員会規程」の定めに基づき、教学部長が指名する者によって構成される小委員会で行われるなど、その充実に向けた推進を図っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的達成のために必要な校地、校舎、設備、実習施設及び図書館等の施設設備は設置基準を満たして適切に整備し管理・運営され、概ね有効に活用されている。図書館は分散しているが、適切な蔵書数を有し、推薦コーナーを設けるなど工夫している。学内 LAN や情報設備環境の整備に努めている。校舎の耐震補強工事は複数年計画で平成 28(2016)年度から着手されており、施設・設備の安全性の確保に努めている。また、教員と学生参加の避難訓練を実施し学生と教職員の安全に努めている。

授業を行う学生数については、演習科目や基礎科目で、少人数のきめ細かい教育が行われている。

【参考意見】

○施設のバリアフリー化について、いまだ未整備なので、計画的に対策を講じていくことが望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人は、教育機関としての社会的使命と目的を実現するため、毎年度事業計画を策定し、これに基づき財政基盤の安定化、入学者の安定確保、教育研究環境の充実、競争的資金の

獲得、自己点検・評価の実施等に取り組んでいる。また、これを実行するために必要な管理運営組織として、理事会、評議員会、常勤理事会、教授会及び評議会等を設置している。

法人及び大学の運営に当たっては、学校教育法、設置基準等の関係法令を遵守するとともに、環境保全、人権及び安全への配慮についても規則を整備し、適切に行っている。教育情報・財務情報については、法令に従い適切に公表されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会はほぼ毎月開催されており、理事の出席状況は良好で、欠席時の委任状についても適切に運用されている。理事の選任は、「学校法人神戸山手学園寄附行為」「学校法人神戸山手学園寄附行為施行規則」に基づき行われ、学外の有識者 6 人を理事に選任するなど、法人の健全な運営に努めている。また、機動的・戦略的意思決定のための仕組みとして、理事長、大学学長、短期大学学長、中学・高等学校校長及び法人本部長で構成する常勤理事会を設置し、原則として毎月 1 回定例的に開催されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定の権限と責任は、学則、「神戸山手大学評議会規程」「神戸山手大学教授会規程」により明確になっている。

学長がリーダーシップを適切に発揮するために、学長、学部長、教学部長、図書館長及び事務局長で構成する評議会を設置し、教授会及び常勤理事会提出議案の事前審議を行うなど、学部の運営が円滑に行われるよう努力している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

教学の最高責任者である学長をはじめ、短期大学学長、中学校・高等学校校長、法人本部長、教授 1 人が理事として選任されており、教授会や教職員の意向が反映されるよう配慮されている。監事の選任については、寄附行為第 7 条に規定し、適切に選任されており、理事会への出席状況も適切である。

評議員会は、寄附行為第 20 条に基づき、平成 27(2015)年度は年 5 回開催され、評議員の出席率も平成 27(2015)年度は定員を減らしたこともあり良好である。また、寄附行為第 22 条に規定する事項について諮問され、適切な運営がされている。評議員の選任については、寄附行為第 24 条に規定し、適切に選任されている。

また、学長が評議会の議長として、教授会及び常勤理事会提出議案の事前審議を行うなど、リーダーシップを発揮できる体制ができている一方で、学科会議、教学部委員会等を活用してボトムアップが行える仕組みを整えている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務の効果的な執行体制の確保のため「学校法人神戸山手学園事務組織規程」により事務体制が構築され、適切な人員配置が行われている。「学校法人神戸山手学園経理規程」「学校法人神戸山手学園事務決裁規程」「学校法人神戸山手学園文書取扱規程」により法人本部長、大学事務局長及び各部署責任者が、それぞれの権限により業務を円滑に執行する体制が整備され、業務執行の管理体制が構築され機能している。また、「学校法人神戸山手学園事務職員研修規程」に基づき、職員の資質能力向上のための機会や研修の場が与えられている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人全体の財務については、在籍学生・生徒数の減少に伴い、基本金組入前当年度収支差額（新基準換算）の支出超過が続くなど状況は良好とはいえないが、平成 26(2014)年度に「学校法人神戸山手学園経営改善計画平成 27 年度～平成 31 年度まで（5 カ年）」を作成して学費収入の増加や外部資金の獲得、人件費等の支出の抑制を図り、支出超過の改善を行うことにより健全な財政状態を目指している。また、収支バランスを維持するための施策として、学生確保を最重要課題として認識しており、今後安定した財務基盤が確立されるように、経営改善計画に沿った取組みを確実に実行されることを期待したい。

【参考意見】

○経営改善計画は作成されているものの、学生確保や外部資金獲得等に向けた取組み計画について具体的な記載が見られないので、これらを含めた収支改善計画の見直しを早急に図ることが望まれる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は「学校法人神戸山手学園経理規程」や学校法人会計基準に基づき適正に実施されている。また、予算執行は「学校法人神戸山手学園事務決裁規程」により起案書が作成され、最終決裁者の承認を得る体制が整備され適正に執行されている。

また、公認会計士による監査及び寄附行為第 15 条により資金収支・事業活動収支の妥当性を検証するなど監事の監査が適切に行われ、会計監査の体制が整備されている。監事と公認会計士の連携も図られている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「神戸山手大学自己点検・評価規程」「神戸山手大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、自主的・自律的な自己点検・評価に取り組んでいるとともに、自己点検・評価委員会を中心として、定期的に自己点検・評価を行い、これらの活動の成果は、「神戸山手大学・自己点検評価報告書」として不定期ではあるが刊行されている。

また、毎年度末に事業報告書を作成し、これを活用して継続的な自己点検・評価が行われている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に活用されるエビデンスについては、「学生による授業改善のためのアンケート」「学生満足度調査」等の客観的データに基づいており、これらのデータは、自己点検・評価委員会が中心となり、教学部委員会、IR 委員会及び FD 委員会等の各種委員会と連携するなど、組織的に調査、収集及び分析が行われている。

自己点検・評価の結果は、自己点検評価報告書及び事業報告書として取りまとめられ、これを全教員及び事務局に配付し、図書館にも備えられるなど、学内共有がなされている。学外に対してもホームページにより公開されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果の活用のため、自己点検評価報告書及び事業報告書に基づき、当該年度の目標・計画が策定され、事業計画書に集約されている。また、文部科学省の指導のもとで経営改善計画書が作成されていることから、計画書の目標達成状況についても文部科学省のレビューを受けて、次年度の事業計画書の見直しが行われるなど、PDCA サイクルの仕組みは確立されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. シニア学生の受け入れによる生涯学習の推進

A-1 シニア学生（50歳以上の学生）の受け入れによる生涯学習の推進

A-1-① シニア学生（50歳以上の学生）制度の理念、教育目的

A-1-② シニア学生（50歳以上の学生）受入れの方針の明確化、周知及びシニア学生受入れ方法の工夫

A-1-③ シニア学生（50歳以上の学生）の教育目的の達成状況の評価

【概評】

シニア学生（50歳以上の学生）の受入れによる生涯学習の推進は、制度的には少子高齢化社会で有効な取組みであり、大学の理念で教育目的である「地域の特色と要望を的確に把握し、それに積極的に応ずることを使命とする」こととも一致し、大学の個性・特色の一つとして地域社会で認知度を高め定着しつつある。

受入れ方法の工夫の一つとして給付型奨学金制度を導入しており、一般学生と同じカリキュラムで学ぶという点で、社会経験のあるシニア学生と若年層の学生・留学生が学内で共に学ぶ生涯学習・世代間交流の一つの具体的な事例となっている。また、生涯学習拠点の地域社会での貢献のあり方として、大学と地域が連携して地域の課題解決につながる地域教育活動やボランティア活動等を通じて、地域社会の活性化等に寄与することが期待される。

シニア学生の学ぶ意欲の高さと教育面での高い満足度は、授業アンケートやシニア学生を対象とした在校生調査にも顕著に表れている。大学院に進学するシニア学生もいる。また、地域特有の課題を授業に取入れるなど、授業内容にも工夫が施されており、シニア学生向けの科目設置には教育課程編成上の課題もあるものの、卒業生調査でも達成感が得られたと評価されている。大学・地域連携事業に積極的に取組むことも視野に入れて、学長のリーダーシップのもと、今後も全学的なシニア学生の受入れによる生涯学習の推進に一層の充実を期待したい。

